

9月は動物愛護月間です

9月1日から30日までの1か月は動物愛護月間です。この機会に、動物愛護と動物の正しい飼い方についての関心と理解を深めましょう。

- ・ **犬の登録と年1回の「狂犬病予防注射」を受けましょう。**これは法律で義務付けられています。
- ・ **犬はつないで、事故防止に心がけましょう**
犬の咬傷事故が発生したら、「茨城県動物指導センター」へ届け出ましょう。
- ・ **糞尿の後始末は飼い主の義務です**
糞尿の放置は、近隣の方の迷惑になるばかりでなく、衛生面でも悪影響を及ぼします。犬の散歩の際は、尿は水で流し、糞は袋などで拾って必ず持ち帰って処分しましょう。
- ・ **危険やトラブルを避けるため、猫は屋内で飼いましょう**
- ・ **身元証明やマイクロチップなどをつけましょう**
マイクロチップは動物病院でつけられます。飼っている犬・猫が迷子になったら、市、茨城県動物指導センター、警察署に連絡してください。
- ・ **不妊・去勢手術を受けましょう**
動物を捨てることは犯罪です。不幸な命を作らないために『産まれない手術』、『産ませない手術』を受けましょう。
- ・ **ペットがその命を終えるまで、責任を持って飼いましょう。**
- ・ **野良猫への無責任なエサやりはやめましょう**
エサを与えるだけで野良猫の数を増やすことになり、近隣トラブルや、交通事故や病気などで死亡する不幸な猫を増やしてしまいます。エサをあげるなら、責任と愛情をもって室内で飼いましょう。
- ・ **野良猫が自宅敷地内に入って困っている場合**
ホームセンターなどで手に入る猫用忌避剤や木酢液などを庭にまくと効果があります。市および県動物指導センターでは、野良猫の捕獲や駆除は行っていません。

問 生活環境課 生活環境G ☎52-1111 内線114
茨城県動物指導センター ☎0296-72-1200

お忘れではありませんか？電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の申請

下記の要件を満たす世帯に、1世帯あたり3万円を給付しています。申請期限を過ぎると支給することができません。まだお手続きをされていない対象世帯の方は、お早めに申請してください。

また、確認書が届かない場合や紛失された場合は給付金対策室にお問い合わせください。

○支給対象世帯 次の要件を両方とも満たす世帯

- ①令和5年6月1日時点で世帯全員が、常陸大宮市に住所を有している
- ②世帯全員が令和5年度の市民税均等割が非課税

【申請期限：令和5年10月31日まで(当日消印有効)】

- ・対象世帯には、6月下旬から7月上旬にかけて確認書を送付しています。必要事項を記入してご返送ください。
- ・令和5年1月2日以降に転入してきた方がいる世帯と市民税未申告の方のいる世帯は、対象世帯であっても確認書を送付していません。その場合は、市役所で申請手続きが必要になります。
- ※市民税未申告の世帯は、申告を済ませた後、世帯全員が非課税である場合は給付金支給の対象となる可能性があります。

※本給付金は、差し押さえが禁止されています。また、課税の対象にもなりません。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

問 価格高騰重点支援給付金対策室
(社会福祉課) ☎55-9300